

現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画

2023年4月6日
サステナビリティ基準委員会

「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」（以下「本開発計画」という。）は、2023年4月6日現在における、サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）が開発中（開発予定を含む。）のサステナビリティ開示基準に関する検討状況及び今後の計画を示したものである。本開発計画は、状況の変化に応じて適宜更新することを予定している。

なお、当委員会におけるサステナビリティ開示基準の開発に関する基本的な方針については、2022年11月24日に公表した「サステナビリティ基準委員会の運営方針」（以下「運営方針」という。）を参照いただきたい¹。

I. 本開発計画の策定における基本的な考え方

1. 当委員会における基準開発プロジェクト

当委員会は、第7回サステナビリティ基準委員会（2023年1月18日開催）において、「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則²」第21条第3項に従い、当委員会として、以下の項目に関するプロジェクトを開始することを決定した。

- (1) 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のS1基準³に相当する基準（日本版S1基準）の開発（日本版S1プロジェクト）
- (2) ISSBのS2基準に相当する基準（日本版S2基準）の開発（日本版S2プロジェクト）

2. IFRS サステナビリティ開示基準に相当する、当委員会が開発する基準の範囲

ISSBが公表するIFRSサステナビリティ開示基準及び付属するガイダンス等の文書には、規範性があるもの（基準に準拠した旨を表明するにはそのすべてに従わなければならないもの）と、そうでないものがある。当委員会がIFRSサステナビリティ開示基準に相当する基準

¹ https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/middle_plan_20221124.pdf

² https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20221115_02.pdf

³ 本開発計画では、ISSBの公開草案「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項』」を「S1基準案」といい、確定した基準を「S1基準」という。また、ISSBの公開草案「IFRS S2号『気候関連開示』」を「S2基準案」といい、確定した基準を「S2基準」という。

を開発するにあたっては、ISSBの文書の規範性を下記の(1)から(3)に整理した上で、当委員会が公表する文書における規範性の取扱いを、原則としてISSBに合わせることを予定している。

(1) ISSBが、規範性があると位置付けた文書

原則として、当該文書の内容は当委員会が開発する基準に取り込むことを検討する。

(2) ISSBが、当初は規範性がないが将来的に規範性がある基準となる可能性があるとして位置付けた文書⁴

ISSBが、当該文書を規範性がないものと位置付ける期間においては、以下の(3)と同様に扱う。ISSBが、当該文書を規範性があるものとして位置付けることが明らかになった時点で、当委員会として、当該文書の内容について、当委員会が開発する基準に取り込むことを検討する。

(3) ISSBが、規範性がないと位置付けた文書

原則として、当該文書の内容は、当委員会が開発する基準に取り込まない方針とする。ただし、基準全体の一貫性を確保する観点等から規範性をもたせることが適切と考えられる場合、当該文書の全部又は一部について、当委員会が開発する基準に取り込むことがある。また、当該文書の内容について、参考文書として公表することがある。

II. 基準開発プロジェクト

各基準開発プロジェクトの概要は、以下のとおりである。

1. 日本版S1プロジェクト

(主な内容)

当委員会が開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、ISSBのS1基準⁵に相当する基準の開発を行う。

(検討状況及び今後の計画)

当委員会は、2023年1月に、ISSBのS1基準に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することを決定した。ISSBにおける審議の動向を踏まえ、後述する「III. 当委

⁴ 例えば、S2基準案の付録B「産業別開示要求」に関しては、当初は例示扱いとし、準拠することが要求されない（規範性がない）ものとするのが暫定決定されている。

https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/issb_202210.pdf

⁵ ISSBのS1基準が確定するまでは、S1基準案（公開草案）に基づいて検討を行う。

員会が開発する基準の公表時期及び適用時期」に記載した時期を目標に、公開草案の公表に向け審議を行う予定である。主な論点は、以下の論点リストのとおりである。当論点リストは、当委員会における基準開発の状況及び ISSB を含む国際的な基準開発の状況に応じて随時更新する予定である。各論点の詳細は、別紙 1 のとおりである。

日本版 S1 プロジェクトの論点リスト (2023 年 4 月 6 日時点)

No.	論点
1. S1 基準案に対して当委員会からコメントをした事項	
1-1	サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別並びに開示
1-2	報告の対象期間
1-3	現在の及び予想される財務的影響並びにつながりのある情報 (connected information) ※日本版 S2 プロジェクトの論点リスト 1-2 から移動
1-4	更新された見積りを反映した比較情報
1-5	外部組織による指針等の参照
1-6	法令により開示が禁止されている事項と準拠表明
1-7	複数事業を営む企業における考慮事項
2. ISSB の再審議において新たに追加された要求事項	
2-1	指標及び目標の目的
2-2	判断、仮定及び見積りの開示
2-3	報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報
2-4	機会に関する商業上の機密情報
3. 日本の制度等にあわせて追加又は修正の検討を事務局が提案する事項	
3-1	当委員会が開発する基準に追加すべきか検討することが考えられる概念及び用語 ① 一般目的財務報告及びその主要な利用者 ② 報告企業 (reporting entity) ③ 重要性がある (material) の定義 ④ 有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性 ⑤ サステナビリティ関連財務開示の公表承認日 (date of authorisation for issue)
3-2	関連する財務諸表の作成基礎として用いた会計基準の開示

グレー : これまでのサステナビリティ基準委員会において審議した項目

2. 日本版 S2 プロジェクト

(主な内容)

当委員会が開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、ISSB の S2 基準⁶に相当する基準の開発を行う。

(検討状況及び今後の計画)

当委員会は、2023 年 1 月に、ISSB の S2 基準に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することを決定した。ISSB における審議の動向を踏まえ、後述する「Ⅲ. 当委員会が開発する基準の公表時期及び適用時期」に記載した時期を目標に、公開草案の公表に向け審議を行う予定である。主な論点は、以下の論点リストのとおりである。当論点リストは、当委員会における基準開発の状況及び ISSB を含む国際的な基準開発の状況に応じて随時更新する予定である。各論点の詳細は、別紙 2 のとおりである。

なお、ISSB の S2 基準案に含まれていた「付録 B『産業別開示要求』」に関しては、ISSB の審議において、当初は例示扱いとし、規範性がない（基準に準拠した旨を表明する上で従うことが要求されない）ものとするのが暫定決定されている⁷。したがって、日本版 S2 プロジェクトにおいても、当初は ISSB の S2 基準案の付録 B に相当する産業別の基準を開発することはせず、ISSB において規範性があるものとして位置付けられることになった場合に、改めて当委員会として当付録 B を踏まえた産業別の基準を開発するかどうかを個別に検討することとしている。

日本版 S2 プロジェクトの論点リスト（2023 年 4 月 6 日時点）

No.	論点
1. S2 基準案に対して当委員会からコメントをした事項	
1-1	戦略及び意思決定（移行計画を含む）並びに気候関連の目標
1-2	現在の及び予想される財務的影響 ※日本版 S1 プロジェクトの論点リスト 1-3 の「つながりのある情報」と統合
1-3	気候レジリエンス
1-4	温室効果ガス（GHG）排出の測定
1-5	スコープ 1 及び 2 の GHG 排出
1-6	スコープ 3 の GHG 排出
1-7	ファイナンスに係る排出
1-8	内部炭素価格

⁶ ISSB の S2 基準が確定するまでは S2 基準案（公開草案）に基づいて検討を行う。

⁷ 当開発計画注記 4 を参照

1-9	報酬
2. ISSB の再審議において新たに追加された要求事項	
2-1	気候関連の目標に関して追加された要求事項
2-2	気候レジリエンスに関して追加された要求事項
2-3	GHG 排出全般に関して追加及び削除された要求事項
2-4	スコープ 2 の GHG 排出に関して追加された要求事項
2-5	スコープ 3 の GHG 排出に関して追加された要求事項
3. 日本の制度等にあわせて追加又は修正の検討を事務局が提案する事項	
-	現時点では該当なし

Ⅲ. 当委員会が開発する基準の公表時期及び適用時期

当委員会が公表するサステナビリティ開示基準は、公表後ただちに強制適用を求めるとを意図しておらず、当該基準において定められた適用時期に関する定めに従い適用されることを意図している。強制適用を求める時期については、基準の公表後、相応の準備期間を考慮する予定である。また、この時期より早く基準を適用すること（早期適用）を望む企業に対しては、要求される定めをすべてを適用することを条件にこれを認めることが考えられる。

当委員会が開発する基準に関して強制適用を求める時期を定める上で、ISSB が策定する IFRS サステナビリティ開示基準が強制適用を求める時期⁸が参考になると考えられるが、このほかに、米国及び欧州をはじめとした国際的なサステナビリティ開示基準の設定主体の開発状況等も参考になる。

また、国際的なサステナビリティ開示基準への対応が必要となる企業を含め、我が国の資本市場関係者からのニーズを踏まえた検討が必要となる。

なお、ISSB において、企業の規模等に応じた段階的な適用を容認する救済措置に関する提案、いわゆる「スケーラビリティ」を考慮した適用時期が議論されているところである⁹。当委員会が開発する基準を適用することとなる企業のこれまでのサステナビリティ開示への対

⁸ ISSB は、2023 年 2 月の ISSB ボード会議において、S1 基準及び S2 基準の両方について、2024 年 1 月 1 日以後開始する年次報告期間から発効することを要求するとの暫定決定を行った。

⁹ ISSB は、2023 年 2 月の ISSB ボード会議において、以下の救済措置は企業が S1 基準及び S2 基準を適用する最初の年次報告期間において利用可能とすることを暫定決定した。

- ① サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告するという要求事項からの救済措置
- ② スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス（GHG）排出を「温室効果ガスプロトコル：企業算定及び報告基準（the Greenhouse Gas Protocol :A Corporate Accounting and Reporting Standard）」に従って測定するという要求事項からの救済措置（企業が S2 基準を初度適用する直前の年次報告期間において異なる測定基礎を用いている場合）
- ③ スコープ 3 の GHG 排出を開示するという要求事項からの救済措置

応状況はさまざまであり、当委員会が開発する基準に関して強制適用を求める時期については、これらの点も総合的に勘案した上で、慎重に検討する予定である。

一方、早期適用については、特に米国や欧州において事業を行う日本企業がこれらの法域においてサステナビリティ開示基準に対応することとなる際に、併せて当委員会が公表する基準にも対応したいとのニーズが聞かれている。

以上を踏まえ、ISSB より S1 基準及び S2 基準の確定基準が 2023 年 6 月末までに公表されることを前提に、当委員会の日本版 S1 プロジェクト及び日本版 S2 プロジェクトは、以下の時期を目標とすることが考えられる。

1	公開草案の目標公表時期	2023 年度中（遅くとも 2024 年 3 月 31 日まで）
2	確定基準の目標公表時期	2024 年度中（遅くとも 2025 年 3 月 31 日まで）

上記の目標どおりに確定基準を公表した場合、確定基準公表後に開始する事業年度¹⁰（遅くとも 2025 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度）から早期適用が可能となる予定である。すなわち、3 月決算企業を想定した場合、2026 年 6 月末までに公表される、2026 年 3 月期に係る有価証券報告書から当委員会が公表する基準に基づくサステナビリティ開示が可能となる予定である¹¹。

なお、この目標公表時期は、ISSB により確定基準が 2023 年 6 月末までに公表されることを前提にしておき、確定基準の公表が遅れた場合には、目標公表時期を変更するか否かを見直す予定である。また、当委員会は、当委員会に求められる適正手続¹²に則って基準開発を行うこととなるため、基準開発の状況によっては目標公表時期を修正することがある。

以 上

¹⁰ 確定基準公表後に終了する事業年度とすべきとの意見もあり、今後、当委員会において審議する予定である。

¹¹ 当委員会が公表する公開草案の提案に基づいて開示することが禁止されることはないと考えられるが、公開草案は確定基準ではないため、当委員会が公表する基準に基づく開示であると主張することはできないと考えられる。

¹² 「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」
https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20221115_02.pdf

日本版 S1 プロジェクト

1. S1 基準案に対して当委員会からコメントをした事項

【論点 1-1】サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別並びに開示

ISSB の公開草案における提案

1. S1 基準案では、企業がさらされている重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてに関して重要性がある (material) 情報を開示することを求めることが提案された。また、企業価値の評価に影響 (effects) を与える可能性がある企業の重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別並びに開示の検討にあたり、SASB スタンダードや CDSB フレームワーク適用ガイダンスなどを「考慮しなければならない (shall consider)」ことが提案された。

当委員会からのコメント

2. 当委員会は、S1 基準案第 51 項及び第 54 項は、「考慮しなければならない (shall consider)」とするのではなく、「考慮することができる (may consider)」とすべきとのコメントを行った。

【論点 1-2】報告の対象期間

ISSB の公開草案における提案

3. S1 基準案第 66 項では、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同一の報告期間を要求することが提案された。

当委員会からのコメント

4. 当委員会は、対象期間を同じとすることを原則として要求しつつ、そのようにできない場合には、その旨及びその理由の開示を求めることにより、対象期間を別にすることを容認すべきとのコメントを行った。

【論点 1-3】現在の及び予想される財務的影響並びにつながりのある情報 (connected information)

ISSB の公開草案における提案

5. S1 基準案第 22 項及び S2 基準案第 14 項では、サステナビリティ関連及び気候関連のリスク及び機会の現在の及び短期、中期及び長期にわたり予想される財務的影響（財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響をいう。）の開示を要求することが提案された。
6. S1 基準案第 42 項では、さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会の間のつながりや、これらのリスク及び機会に関する情報と財務諸表における情報とのつながりについて、利用者が評価できるような情報の開示を要求することが提案された。

当委員会からのコメント

7. 当委員会は、予想される財務的影響については、その予想にあたり見積りが必要なこと及び財務諸表における会計上の見積りよりも長い期間の見積りが必要となることから、以下の対応が必要とのコメントを行った。
 - (1) 見積りにおける主要な仮定及び使用したインプットを含め、企業がどのような見積りを行ったのかを利用者が理解できるようにする情報の開示を要求すべき。
 - (2) 予想される影響額の開示は、将来に対する約束ではなく、当初の予想とはまったく異なる結果になる可能性があるという前提に基づき企業として最善の見積りを行っている旨を基準案上明記すべき。
8. 当委員会は、利害関係者の間で「つながり」についての理解が異なっているため公開草案における提案の適用が困難な場合があるとして、ISSB は追加的なガイダンスを提供すべきとのコメントを行った。

【論点 1-4】更新された見積りを反映した比較情報

ISSB の公開草案における提案

9. S1 基準案第 64 項では、更新された見積りを反映した比較情報の開示を要求することが提案された。

当委員会からのコメント

10. 当委員会は、更新された見積りを反映した比較情報の開示を要求するのではなく、そのような比較情報の開示を容認するようにすべきとのコメントを行った。
11. ただし、仮定等の変更により重要性がある見積りの変更があった場合には、見積りの変更の詳細を開示することを要求することが考えられるとのコメントも行った。

【論点 1-5】 外部組織による指針等の参照

ISSB の公開草案における提案

12. S1 基準案及び S2 基準案は、GHG プロトコル基準など、外部組織による指針等を参照する提案が含まれている。

当委員会からのコメント

13. 当委員会は、ISSB がその基準において外部組織による指針等を参照する場合、当該指針等の妥当性を審議するため、以下の規準を有するべきとのコメントを行った。
 - (1) 当該指針等に基づき提供される情報は、IFRS サステナビリティ開示基準の目的に関連しているか。
 - (2) 当該指針等に基づき提供される情報は、有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性を備えたものとなるのか。
 - (3) 当該指針等を開発するためのデュー・プロセスは適切に設定されており、遵守されているか。
14. また、基準の安定性と柔軟性を追求するとともに、想定される修正の頻度についての予見可能性を高めることができるため、公表するガイダンスを「本体」と「別紙」の2つに分類し、外部指針等は「別紙」に記載することが考えられるとのコメントを行った。

【論点 1-6】 法令等により開示が禁止されている事項と準拠表明

ISSB の公開草案における提案

15. S1 基準案第 62 項では、IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報が、現地の法令によって開示を禁止されている場合には、開示する必要はない旨が提案された。また、当該救済措置を利用する企業は、IFRS サステナビリティ開示基準の準拠を主張することを妨げられない旨が S1 基準案第 91 項において提案された。

当委員会からのコメント

16. 当委員会は、法令により開示が禁止されている事項について、一定の制約を課すべきとして、例えば、IFRS サステナビリティ開示基準に準拠することで環境又は人権に著しい不利益が生じる場合にのみ当該例外を認めることを提案するコメントを行った。

【論点 1-7】 複数事業を営む企業における考慮事項

ISSB の公開草案における提案

17. 複数事業を営む企業に関しては、S2 基準案の B9 項において、複数の産業別要求事項を適用する必要がある可能性がある旨が示されたものの、どのようにサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別並びに開示を行うべきかについて、明示的な提案は含まれていなかった。

当委員会からのコメント

18. 当委員会は、複数事業を営む企業については、報告企業全体の視点からサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するとともに、重要性の判断により、開示項目ごとに収集される情報の範囲が異なる場合があることを明らかにすべきとのコメントを行った。

2. ISSB の再審議において新たに追加された要求事項

【論点 2-1】 指標及び目標の目的

ISSB の再審議における暫定決定事項

19. ISSB は、S1 基準案第 27 項及び S2 基準案第 19 項で提案された「指標及び目標」の目的について、以下の両方に関する情報の開示を要求する旨を明確にすることを暫定的に決定した。
- (1) サステナビリティ関連のリスク及び機会を測定、モニタリング及び管理するために企業が用いている指標（これらの指標が、IFRS サステナビリティ開示基準で要求されていないものであっても）
 - (2) IFRS サステナビリティ開示基準で要求されている指標（企業がこれらの指標を用いていない場合であっても）

【論点 2-2】 判断、仮定及び見積りの開示

ISSB の再審議における暫定決定事項

20. ISSB は、IFRS サステナビリティ開示基準を適用する際に行う判断、仮定及び見積りに関する開示について、以下のことを暫定的に決定した。

- (1) サステナビリティ関連のリスク及び機会の開示に最も重大な（significant）影響（effects）を与えた、企業が行った判断を開示するという要求事項を導入する。
- (2) S1 基準案第 55 項を修正し、IFRS サステナビリティ開示基準が存在しない場合に用いたガイダンスの情報源を識別することを要求する。これには、産業別のガイダンスの情報源（IFRS サステナビリティ開示基準、SASB スタandard、又は他の産業別のガイダンスの情報源など）で特定された単一又は複数の産業の識別を含む。
- (3) 指標に関連する見積りの不確実性に関する S1 基準案第 79 項の開示要求は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の財務的影響に関する開示にも適用されることを明確にする。
- (4) S1 基準案第 80 項の「可能な限り（to the extent possible）」という用語は、「IFRS 会計基準又はその他の関連する一般に公正妥当と認められた会計原則の要求事項を考慮して、可能な限り」を意味することを明確にする。
- (5) サステナビリティ関連財務開示を作成する際に企業が用いた財務データ及び仮定と財務諸表を作成する際に企業が用いた財務データ及び仮定の間で重大な（significant）相違についての情報を開示することを企業に要求する。
- (6) IFRS サステナビリティ開示基準を適用する際に要求される判断、仮定及び見積りの開示に関するガイダンスを提供する。これには以下を含む。
 - ① S1 基準に関する例示的ガイダンスに含まれる例
 - ② 将来において提供される教育的マテリアル

【論点 2-3】 報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報

ISSB の再審議における暫定決定事項

21. ISSB は、「報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報」の概念を S1 基準及び S2 基準に導入することを暫定的に決定した。

【論点 2-4】 機会に関する商業上の機密情報

ISSB の再審議における暫定決定事項

22. ISSB は、限定的な状況において、情報が商業上の機密である (commercially sensitive) 場合に、企業がサステナビリティ関連の機会の開示からその情報を除外することを容認するという、S1 基準における免除を導入することを暫定的に決定した。
23. 免除を適用する場合、省略された情報の項目ごとに、企業は以下のことが要求される。
 - (1) 企業が当該免除を用いている旨を開示する。
 - (2) 各報告日時点で、情報が依然として免除にふさわしい (qualifies) かどうかを再評価する。
24. ISSB はまた、この免除について以下のことを定めることを暫定的に決定した。
 - (1) 既に一般に利用可能となっている情報には適用されない。
 - (2) 企業が幅広く開示を行わないことを正当化 (justification) するものとして商業上の機密 (commercial sensitivity) を用いることを容認するものではない。
 - (3) 企業がリスクに関する情報を開示から省略することを容認するものではない。

3. 日本の制度等にあわせて追加又は修正の検討を事務局が提案する事項

【論点 3-1】 当委員会が開発する基準に追加すべきか検討することが考えられる概念及び用語

ISSB の公開草案における提案

25. S1 基準案 (特に、「全般的な特徴」のセクション) は、国際会計基準審議会 (IASB) の「財務報告に関する概念フレームワーク」、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」と整合する定義及び要求事項に関する提案が含まれている。
26. 以下の概念及び用語は、IFRS 会計基準では定義又は説明がされているものの、我が国の会計基準においては定義又は説明がなされていない。
 - (1) 一般目的財務報告及びその主要な利用者
 - (2) 報告企業 (reporting entity)

- (3) 重要性がある (material) の定義
- (4) 有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性
- (5) 公表の承認日 (date of authorisation for issue)

【論点 3-2】 関連する財務諸表の作成基礎として用いた会計基準の開示

ISSB の公開草案における提案

27. S1 基準案第 38 項では、サステナビリティ関連財務開示が関連する財務諸表の開示を要求することが提案された。また、S1 基準案第 8 項では、IFRS サステナビリティ開示基準に基づきサステナビリティ関連財務情報の作成及び開示を行うにあたり、関連する財務諸表の作成基礎は、IFRS 会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められた会計原則のどちらによることも認めることが提案された。

当委員会からのコメント

28. 当委員会は、サステナビリティ関連財務開示が関連する財務諸表として、IFRS 会計基準以外の会計基準を作成基礎とした財務諸表を認めるのであれば、財務諸表の作成基礎として用いた会計基準を開示することを求めるべきとのコメントを行った。
29. また、当委員会は、関連する財務諸表へのアクセス方法を開示することを要求すべきとのコメントを行った。

以 上

日本版 S2 プロジェクト

1. S2 基準案に対して当委員会からコメントをした事項

【論点 1-1】 戦略及び意思決定（移行計画を含む）並びに気候関連の目標

ISSB の公開草案における提案

1. S2 基準案第 13 項では、気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定（移行計画を含む。）に与える影響を理解できるようにする情報として、当該リスク及び機会に対応するための計画や当該計画における目標の開示を要求することが提案された。
2. また、S2 基準案第 23 項では、気候関連の目標の開示を要求することが提案された。

当委員会からのコメント

3. 当委員会は、S2 基準案第 13 項の提案は全体として TCFD 提言よりもより幅広く粒度の細かい情報を要求していることが懸念されるとのコメントを行った。
4. 当委員会は、気候関連の目標が S2 基準案第 13 項及び第 23 項に記載されているため両者の異同を明確にすべきとした上で、カーボン・オフセットの使用を含む幅広い選択肢から企業がどのようにして気候関連のリスク及び機会に対応することを計画しているのか、その目的や根拠、並びに当該目的を達成するための目標についての開示を要求すべきとのコメントを行った。

【論点 1-2】（削除）

【論点 1-3】 気候レジリエンス

ISSB の公開草案における提案

5. S2 基準案第 15 項では、企業の戦略についての気候レジリエンスを理解できるような情報の開示を要求することが提案された。また、そうすることができない場合を除き、気候レジリエンスを評価するために気候関連のシナリオ分析を用いることを要求することが提案された。

当委員会からのコメント

6. 当委員会は、「そうすることができない場合」を条件とすると、どのような場合にこの条件を満たすのかを判断するにあたり、実務上問題になる可能性があるとして、「そうすることができない場合又はそうしないことが正当化できる場合」に気候関連のシナリオ分析以外の方法を用いることを認めるべきとのコメントを行った。

【論点 1-4】 温室効果ガス（GHG）排出の測定

ISSB の公開草案における提案

7. S2 基準案第 21 項(a)では、産業横断的指標カテゴリーの一部として、温室効果ガス (GHG) 排出の開示を要求することが提案された。また、S2 基準案第 21 項(a) (i)では、GHG 排出は、GHG プロトコルのコーポレート基準に従って測定することを要求することが提案された。

当委員会からのコメント

8. 当委員会は、GHG プロトコルには、コーポレート基準以外にもさまざまな基準やガイダンスなどがあるため、それらを含んだ総体として GHG プロトコルを参照している旨を明確にすることが考えられるとのコメントを行った。
9. また、法域独自の測定方法により GHG 排出を測定する場合には、GHG プロトコルとの主要な差異についての開示を要求した上で、当該方法の採用を認めることが考えられるとのコメントを行った。

【論点 1-5】 スコープ 1 及び 2 の GHG 排出

ISSB の公開草案における提案

10. S2 基準案第 21 項(a) (iii)では、スコープ 1 及びスコープ 2 の GHG 排出を以下に分解して開示すること要求することが提案された。
 - (1) 連結会計グループ（親会社及びその子会社）
 - (2) 関連会社、共同支配企業、非連結子会社又は連結会計グループに含まれていない関係会社

当委員会からのコメント

11. 当委員会は、前項(2)の企業の GHG 排出はスコープ 3 に含めて開示する場合があることや、「関係会社 (affiliates) 」の範囲が不明確であることから、スコープ 1 及びスコープ 2 の GHG 排出については、報告企業 (すなわち、前項(1)の連結会計グループ) の範囲についてのみ開示を要求すべきとのコメントを行った。

【論点 1-6】 スコープ 3 の GHG 排出

ISSB の公開草案における提案

12. S2 基準案第 21 項(a) (i) 及び(vi)では、上流及び下流の GHG 排出を含めたスコープ 3 排出の絶対総量及び以下の情報の開示を要求することが提案された。
 - (1) スコープ 3 排出に含めたカテゴリー
 - (2) バリュー・チェーン上の企業から提供された情報がスコープ 3 排出の測定値に含まれる場合、その情報の測定基礎
 - (3) 上記(2)の GHG 排出を除いている場合、それらを省略する理由

当委員会からのコメント

13. 当委員会は、スコープ 3 排出の算定実務は現在もなお発展中であるため、算定実務の進展にあわせて段階的に開示を拡充するアプローチを採用することが適当とのコメントを行った。
14. また、実務上どのようにスコープ 3 排出の重要性を評価すべきかについてのガイダンスを ISSB が提供することが考えられる旨のコメントを行った。

【論点 1-7】 ファイナンスに係る排出

ISSB の公開草案における提案

15. S2 基準案 20 項(b)では、産業別の指標の開示を要求することが提案された。また、S2 基準案付録 B では、金融セクターに含まれる「資産運用及び管理業務」、「商業銀行」並びに「保険」の 3 つの産業について、「移行リスクへのエクスポージャー」という開示トピックに関する指標としてファイナンスに係る排出の開示を要求することが提案された。

当委員会からのコメント

16. 当委員会は、ISSB が SASB スタンダードを取り込むにあたり解決しなければならない課題が多いため、まずはテーマ別要求事項の開発を優先し、課題を解決してから産業別開示要求を開発すべきとのコメントを行った。
17. 当委員会は、仮に現段階で ISSB が産業別要求事項の開発を進める場合でも、ファイナンスに係る排出については、他のスコープ 3 排出の開示と同様、算定実務の進展にあわせて段階的に導入を図る必要があるとのコメントを行った。

【論点 1-8】 内部炭素価格

ISSB の公開草案における提案

18. S2 基準案第 21 項(f)では、産業横断的指標カテゴリーの一部として、内部炭素価格の開示を要求することが提案された。

当委員会からのコメント

19. 当委員会は、内部炭素価格について、該当がある場合に要求事項とするという意見、任意の開示項目とするという意見、内部炭素価格そのものの開示に代えて内部炭素価格の計算方法の開示を要求するという意見が聞かれたとのコメントを行った。

【論点 1-9】 報酬

ISSB の公開草案における提案

20. S2 基準案第 21 項(g)では、産業横断的指標カテゴリーの一部として、報酬の開示を要求することが提案された。

当委員会からのコメント

21. 当委員会は、報酬については、気候関連開示とするよりも、サステナビリティ全般に関連する考慮事項が役員報酬にどのように組み込まれているのかについて、S1 基準において開示を要求することが有用とのコメントを行った。また、任意の開示項目とするという意見が聞かれたとのコメントも行った。

2. ISSB の再審議において新たに追加された要求事項

【論点 2-1】 気候関連の目標に関して追加された要求事項

ISSB の再審議の状況

22. 気候関連の目標について、ISSB は、以下の情報の開示に関する要求事項を新たに追加することを暫定決定した。

- (1) 企業の目標の範囲
- (2) 企業の排出目標において対象とする温室効果ガス及び排出スコープ
- (3) S2 基準案第 23 項の要求事項を適用する際に、どの気候変動に関する国際協定を参照しているか。

【論点 2-2】 気候レジリエンスに関して追加された要求事項

ISSB の再審議の状況

23. 気候レジリエンスについて、ISSB は、気候関連のシナリオ分析をどのように用いたかについての開示に関する要求事項を新たに追加することを暫定決定した。

【論点 2-3】 GHG 排出全般に関して追加及び削除された要求事項

ISSB の再審議の状況

24. GHG 排出全般について、ISSB は、以下の要求事項を新たに追加することを暫定決定した。

- (1) 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による最新の評価における、100 年の時間軸に基づく地球温暖化係数（GWP）の値を使用するという要求事項
- (2) GHG 排出を測定するために特定のインプット、仮定及び見積技法をどのように、そしてなぜ使用したのかについて、利用者が理解できるようにする情報を開示するという要求事項

25. また、ISSB は、GHG 排出原単位を開示するという S2 基準案第 21 項(a)(ii)の提案を削除することを暫定決定した。

【論点 2-4】 スコープ 2 の GHG 排出に関して追加された要求事項

ISSB の再審議の状況

26. ISSB は、スコープ 2 排出を開示する際に、企業が購入したエネルギーの管理に関連する契約文書についての関連性がある情報とともに、（地域の系統電力の平均排出原単位を反映する）ロケーション基準を用いることを要求するように S2 基準案第 21 項(a) (i) (2) を修正することを暫定決定した。

【論点 2-5】 スコープ 3 の GHG 排出に関して追加された要求事項

ISSB の再審議の状況

27. スコープ 3 排出について、ISSB は、以下の情報を開示するという要求事項を導入することを暫定決定した。
- (1) スコープ 3 排出のどの程度（例えば、スコープ 3 排出の総量の何パーセント）が、バリュー・チェーン内の特定の活動からのインプット（「1 次データ」）を用いて見積られているか。
 - (2) スコープ 3 排出のどの程度（例えば、スコープ 3 の GHG 排出の総量の何パーセント）が、検証済みのインプットを用いて見積られているか。
 - (3) スコープ 3 排出を見積るのが実務上不可能であると判断した場合、企業がスコープ 3 排出をどのように管理しているか。

3. 日本の制度等にあわせて追加又は修正の検討を事務局が提案する事項

28. 現時点においては該当なし。

以 上